

第 4 章 おだやかに暮らせる、安全と安心のまち

(1) 災害や事故に対してその被害を最小化できる安全なまちをめざします

①防災対策の充実

基本的方向

近い将来に発生が予測される巨大地震（*東海・東南海・南海地震等）による大規模災害や台風・豪雨による風水害から市民の生命と財産を守ることの重要性が高まっています。

泉南市では「泉南市地域防災計画」に基づき、災害の予防や応急対策などの対応を講じてきましたが、2011年（平成23年）3月の東日本大震災を踏まえた被害想定や新たな知見、社会情勢の変化などに対応してその見直しに取り組むほか、新型インフルエンザの流行なども含め、あらゆる不測の事態に対する危機管理体制をさらに充実します。

市民への啓発や情報提供については、2007年（平成19年）に『泉南市総合防災マップ』を、また2011年（平成23年）には『泉南市地震防災マップ』を全世帯に配付し、防災の基礎知識や津波危険箇所および予想される震度などの周知に努めてきました。

2012年（平成24年）3月末時点で、泉南市内の自主防災組織は12団体が結成されており、世帯組織率は約30%です。災害時における地域活動の重要性はこれまでの自然災害の経験でもいくたびか指摘されており、防災体制の強化には自助・共助による地域防災力の向上は不可欠です。自主防災組織の結成のさらなる促進とともに、地域福祉活動とも連携して高齢者や障害者などの災害時要援護者対策の推進・充実を図っていきます。

施 策

1) 市民の防災意識の高揚

予期せぬ災害発生時に市民が適切な行動をとれるよう、防災上重要かつ必要なこと regarding について、市民への不断の周知に努めます。また、市民の防災に対する意識を高めるため、防災に関する出前講座などの啓発・情報提供や市民と行政との協働による防災訓練などの充実を図ります。なかでも子どもたちへの防災知識の普及や、防災意

識の向上に努めます。

2) 地域防災力の向上

地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成を促進するとともに、その活動を支援します。

3) 総合的な防災対策と危機管理体制の充実

国・大阪府による^{*}東海・東南海・南海地震等の被害想定を踏まえ「泉南市地域防災計画」の抜本的な見直しを図り、総合的な防災体制の構築をめざします。また災害発生時に備えた業務継続計画の策定なども含む危機管理体制の充実を図ります。

②消防・救急体制の充実

基本的方向

消防対応が必要な事故・災害は、全国的に複雑・多様化しており、泉南市での出動件数は、過去数年の平均で火災約30件、救急約2,700件、救助約50件を数えています。近い将来発生することが予想されている^{*}東海・東南海・南海地震等にも備え、市民の生命と財産を守る責務を果たすために消防力の着実な強化をめざします。

泉南市消防本部では、これまでに消防機械器具の整備、救急救命士の育成、各地区や事業所などによる消防訓練指導などに取り組み、消防体制の強化を図ってきました。

今後は、災害に強いまちづくりに向け、広域消防体制の推進を図ることにより、専門的な知識と技術を備えた人材の育成や、市民・事業所における防災意識・防災力の向上を促進するとともに、市民そして消防関係機関との連携を強化し、防災体制をさらに充実・整備していきます。

施策

1) 消防体制基盤の充実

消防施設・設備の更新と高度化をめざし、装備・資機材の充実、地域の防火施設の適正な設置などに努めます。

2) 広域消防の推進

社会環境の変化により複雑多様化している災害や事故、とりわけ高い確率で発生が予想されている^{*}東海・東南海・南海地震等の大規模かつ広域的な災害に対応するため、広域消防体制を推進するとともに、防災関係機関との連携強化を図ります。

3) 施設・設備の充実

消防・救急無線網をデジタル方式に変更整備し、また消防署所の改修・整備を進め、防災拠点としての機能充実を図ります。

4) 市民の防災・救急力の充実

泉南市内の地域コミュニティ、自主防災組織、事業所などに対して積極的に訓練指導をおこなって防災意識と行動力を高め、平時のみならず大規模災害時における相互協力体制を確立します。

また、学校などでの心肺蘇生教育の実施など、市民による応急手当の実施率を高め、救命率の向上をめざします。

③耐震化・不燃化の推進

基本的方向

阪神・淡路大震災における建築物被害の分析では、建築基準法の耐震基準が強化された1981年（昭和56年）以前の建築物に被害が多く見られました。また、被害建築物の倒壊などによって発生した火災が拡大して市街地大火となるなど大きな被害が発生しました。

これらのことから、泉南市では建築物全般の耐震化・不燃化を促進するとともに、避難所に指定されている公共施設の計画的な耐震化を進めていきます。

特に、2011年（平成23年）の東日本大震災においては、学校施設が子どもの命を守っただけでなく、多くの施設が避難所として機能し、その安全性の確保がきわめて重要であることがあらためて認識されました。小中学校は災害時の避難所としても指定されていることから、早急にすべての学校施設の耐震化を推進していきます。

施 策

1) 公共施設の耐震化

2014年度（平成26年度）までにすべての小中学校の耐震化を完了し、その他の公共施設についてはその優先順位を検討したうえ、順次耐震改修をおこないます。

2) 民間住宅の耐震化支援

耐震性が不足する民間の木造住宅の耐震診断・設計と改修に対する費用の一部を助成し、市街地などの耐震化を促進します。

3) 建築物の不燃化推進

防火・準防火地域の指定を進めることにより、今後、建て替えられる建築物の耐火性能を向上させ、火災に強い市街地づくりを推進します。

(2) 暮らしの不安や生活をおびやかす危険のないまちをめざします

①防犯対策の充実

基本的方向

泉南市内における刑法犯罪の認知件数は、近年、年間1,300件前後で推移しており、その大半は窃盗犯です。一部の都市では未成年による犯罪が成人による犯罪を上回るなど、全国的に犯罪の低年齢化が進んでいます。

市民の防犯意識を高めるとともに、地域における自主防犯活動を積極的に支援します。また、地域ぐるみで子どもを犯罪から守るとともに、青少年の非行防止に取り組んでいきます。

施策

1) 防犯活動の充実

警察署および警察署管内の防犯協会との連携のもとに、的確な情報の提供などによって市民一人ひとりの防犯意識の啓発・高揚を図るとともに、地域の自主防犯活動の推進を支援します。

2) 青色防犯パトロールの実施

子どもたちの登下校や放課後の安全確保のため、学校・保護者・地域・防犯委員会などの関係団体による*青色防犯パトロールを実施します。

②安心生活づくり

基本的方向

国においては、消費者の視点に立った消費者行政を一元的に進めるため2009年(平成21年)9月に消費者庁を設置しました。悪質商法はその勧誘の手口も巧妙化、複雑化しています。特に、インターネットを利用した勧誘や高齢者を狙った未公開株・債権などの金融商品の勧誘などが増加し、金額も高額になってきています。

泉南市では、生活や消費の安全に関わる啓発活動や相談を実施し、市民の意識を高めていくとともに、相談機能をさらに充実します。

施 策

1) 消費生活相談の充実

相談員の資質向上とともに、相談体制の充実を進めます。また国、大阪府、他市町村などとの情報交換や連携を推進し、消費生活相談への迅速な対応と情報提供の充実を図ります。

2) 消費啓発の充実

消費生活に関わる啓発講座や広報を充実し、消費者被害の未然防止と市民の消費に関する知識・意識の向上を図ります。

3) 専門相談の充実

市民が遭遇するさまざまな問題に対して、弁護士、行政書士、マンション管理士、行政相談委員などの専門家による相談事業を充実します。

③交通安全の推進

基本的方向

泉南市内における交通事故件数は年間約 350 件であり、毎日約 1 件の交通事故が発生していることとなります。全国的に高齢者の交通事故の割合が増加していますが、泉南市においても同様の傾向であることから、高齢者をはじめとする市民各層の安全意識の向上などを図ります。

施 策

1) 交通安全教育の推進

警察、教育機関などとの連携のもと、交通安全思想の一層の普及を図ります。

2) 交通安全施設の整備

交通安全施設の整備を推進し、通学路などの安全な道路環境の維持・向上を図ります。

(3) 働きたい人が容易に就業でき、生きいきと仕事ができる まちをめざします

①雇用・就業支援の推進

基本的方向

労働市場の自由化が進んだことによって正規雇用が減少し、派遣労働やパートタイムなどの不安定な雇用形態が増加しています。特に若年層においては、非正規雇用や※ニートが増加するなど、社会全体として大きな問題となっています。

「※市民意識調査」では、泉南市のまちづくりの活性化を進めるために重点を置くべきこととして「雇用機会の拡大・安定化」をあげる人の割合は38.8%と第1位を占め、働く場の拡大は市民においても大きな関心事となっています。

このことから、さまざまな手段によって産業全体の活性化を図り、広く雇用・就業機会の創出を進めます。さらに、ビジネス的手法によって地域や社会の課題を解決していこうとする※コミュニティビジネスや※ソーシャルビジネスの取り組みが注目されていることから、これらを支援し、育成を図ります。

施策

1) 産業活性化による就業機会の充実

りんくうタウンへの進出企業同士や進出企業と既存企業との交流・マッチング事業を進めて新たなビジネスチャンスの創出を図り、雇用・就業の拡大を図ります。

また、観光振興によってにぎわいと交流を創出し、産業部門間の連携による物産の生産・販売などの拡大を通して雇用・就業を生み出します。

2) 社会起業の促進

※コミュニティビジネスや※ソーシャルビジネスの起業を促進して地域の活性化と就業の拡大を図るため、近隣市町の商工会などと広域的に連携し、社会起業のための講座や交流会の開催、支援ネットワークの構築などに取り組みます。

3) 就労相談・就労支援事業の充実

就労に関するさまざまな相談に応じ、適切な助言や職業訓練などについての情報提供を充実するとともに、就労支援講座の開催などによって就労の促進を図ります。

②労働環境の充実

基本的方向

労働市場の規制緩和や製造拠点の海外移転などによって労働をとりまく環境は厳しさを増す一方、男女平等参画や仕事と生活の調和〔ワーク・ライフ・バランス〕などに対する理解が広がり、重視されるようになってきており、これらの理念のもとに、労働環境を充実していきます。

施策

1)労働相談の実施

専門家による労働相談と専門機関への的確な誘導によって、相談者の問題解決や雇用・労働環境の改善を図ります。

2)労働者の福利厚生向上

商工会や企業が実施する労働者の福利厚生事業を支援し、労働者の福利厚生向上を図ります。

3)労働者の権利擁護と労働環境向上への支援

事業所が労働者の権利擁護や労働環境向上をめざして実施する研修などに対して支援します。